

2023年7月24日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「日本放送協会が保有する本人の個人情報。NHKの委託業者が特定個人A氏（宅）特定住所Bあるいは特定住所C（隣接地）を訪問した記録をNHKへ提出したもの。特定客番号D、特定個人E氏（宅）特定住所Fへの訪問記録ではない。」とした、個人情報の開示の求めがあった。NHKは、求める個人情報は存在せず、不開示とした。

これに対して視聴者より、「少なくとも貴協会からと称するものがH. 13年中に3回、当方世帯、特定住所C（旧、特定住所B）を訪れた。要件は当方の放送受信料未払との事。当方は支払済と反論したが納得されず同一人物が再々訪れた。当方と対面内容は書面にしてNHKに提出報告すると述べた。この書面報告はNHKが毎年膨大な予算を費やす「契約収納費」の中心事業であり、委託事業の対価として保存されているものと考え。」として、再検討の求めがあった。

視聴者に電話で確認したところ、「特定客番号D、特定個人E氏（宅）特定住所Fへの訪問記録ではない」とは、当該客番号の契約情報としてNHKが誤って登録した住所である特定住所Fを正しい住所である特定住所Cに修正した平成13年以前の記録とのことであった。

2 NHKの見解の要旨

訪問履歴の記録は、平成19年以降の記録しか存在せず、平成13年以前の訪問記録は存在しないため、求める保有個人データは開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めについて、当委員会は、関係部局への聴取を行い、原因は特定できなかったが、放送受信契約の住所の情報が誤って登録され、平成13年9月30日に正しい住所に修正されたことを確認した。放送受信契約に関わるNHKの営業関係の帳簿書類の保管期間を定めた規程に「訪問記録」にあたる文書の規定がなく、文書は保存されていないと推認される。業務管理上運用している営業システムの「訪問記録」は、平成19年度以降のものしか保存されておらず、当該保有個人データは存在しないというNHKの説明に特段不自然不合理的な点はなく、本件を不開示としたNHKの取り扱いが妥当と判断する。

4 審議の経過

2023年 5月18日（第330回審議委員会）

諮問、審議

6月 8日（第331回審議委員会）

7月24日（第332回審議委員会）

審議

審議、答申